

令和4年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業 令和3年度からの見直しのポイント

○負担割合の導入と事業者負担の導入

- ・導入費用について、従来の【国2/3、都道府県等1/3】から、【国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4】に変更します。

○補助対象事業（都道府県等による導入促進）の拡充

- ・都道府県等が、管内の障害者支援施設事業者等を対象に、既に介護ロボット等を導入している障害者支援施設事業者等から導入に当たってのプロセス及び導入効果の説明や、介護ロボット等のメーカーによる試用の機会の提供など、介護ロボット等の導入を促進するための体験会等を実施する事業を新たに補助対象とします。

○事業者及び都道府県等の成果公表義務の追加

- ・本事業によりロボット等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、おおむね導入3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について都道府県に報告することとします。また、都道府県はこれらを取りまとめて国に報告することとします。
- ・事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、都道府県等も、事業者の公表情報について都道府県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することとします。

○補助要件の追加

- ・障害福祉サービス事業所等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定することとし、当該見積書については、事業計画書にも添付しなければならないこととします。

○優先採択要件の追加

国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択することとします。

- ・生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剩余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。
- ・交付申請時において「福祉・介護職員待遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後概ね3か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。